

香芝市告示第13号

香芝市物価高対応子育て応援手当支給事務実施要綱を次のように定める。

令和8年1月21日

香芝市長 三橋和史

香芝市物価高対応子育て応援手当支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、子育て世帯を支援するため支給する香芝市物価高対応子育て応援手当（以下「子育て応援手当」という。）の支給事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 子育て応援手当の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の規定に基づき、香芝市（以下「市」という。）から令和7年9月分の児童手当（令和7年9月に出生した児童に係る令和7年10月分の児童手当を含む。以下同じ。）を支給されている者（法第17条第1項の公務員を除く。）
- (2) 令和7年9月30日時点で香芝市内に居住し、法の規定に基づき令和7年9月分の児童手当を支給されている法第17条第1項の公務員
- (3) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項第1号の父母等をいう。）で、市から児童手当の支給の認定を受けたもの又は香芝市内に居住し、当該者の所属庁から児童手当の支給の認定を受けたもの
- (4) 新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（第3項において「里親等」という。）又は新生児が入所し、若しくは入院している障害児入所施設等（法第4条第1項第4号の障害児入所施設等をいう。第3項において同じ。）の設置者で、市の児童手当の支給の認定を受けたもの
- (5) 第1号及び第2号に規定する者の配偶者であって、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚したこと（離婚調停中であることその他これに準ずることを含む。第9条第2項において同じ。）により新たに市の児童手当の支給の認定を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、令和7年9月30日から第4条第3項の規定による子育て応援手当の支給の決定の前までに支給対象者が死亡した場合は、

当該死亡した日が属する月の翌月分の当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号の支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者として市長が適当と認める者を支給対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、令和7年9月30日から第4条第3項の規定による子育て応援手当の支給の決定の前までに、支給対象者の子育て応援手当に係る児童が施設入所等児童（法第3条第3項の施設入所等児童をいう。）であることが分かった場合は、当該施設入所等児童が委託されている里親等又は当該施設入所等児童が入所し、若しくは入院している障害児入所施設等の設置者を支給対象者とする。

4 第1項の規定にかかわらず、令和7年9月30日から第4条第3項の規定による子育て応援手当の支給の決定の前までに、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別に行っている当該支給対象者の配偶者（現に子育て応援手当の支給に係る児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市区町村において当該児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市区町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合は、当該支給対象者の配偶者を支給対象者とする。

5 第1項第5号の規定にかかわらず、当該第1号及び第2号に規定する者から子育て応援手当に相当する額の金銭等を受け取っている場合及び当該第1号及び第2号に規定する者が、子育て応援手当に相当する額の金銭等を子育て応援手当の目的のために費消していた場合は、第1項第5号に規定する者は、支給対象者としなない。

（子育て応援手当の額）

第3条 子育て応援手当の額は、子育て応援手当の支給に係る児童1人につき2万円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申入れ等）

第4条 市長は、第2条第1項第1号に規定する支給対象者（以下「一般支給対象者」という。）に対し、子育て応援手当の支給の申入れを行うものとする。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けたときは、子育て応援手当の受給を拒否する旨を市長に届け出ることができる。

3 市長は、第1項の申入れの日から起算して10日以内に前項の規定による届出がないときは、速やかに子育て応援手当の支給を決定し、及び支給するものとする。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する子育て応援手当の支給は、市が把握する令和7年9月分の児童手当の振込みに係る指定口座（以下「児童手当指定口座」という。）に振り込む方式により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童手当指定口座を解約等しており、子育て応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、一般支給対象者から別に届出のあった口座に振り込む方式により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他前2項に規定する方式による支給が困難な場合に限り、市が窓口で現金を交付する方式により行うものとする。

(公務員支給対象者等に係る支給の申請及び支給の方式)

第6条 第2条第1項第2号から第5号までに掲げる支給対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）で、子育て応援手当の支給を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、物価高対応子育て応援手当申請書（以下「申請書」という。）により、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請（以下「支給申請」という。）の期限は、令和8年5月31日までとする。

3 支給申請及び市による子育て応援手当の支給は、申請者が郵送により又は市の窓口において申請書を市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他前項に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、市が窓口で現金を交付することにより支給する方式により行うものとする。

5 市長は、支給申請の際、必要に応じて、申請者に対し公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第7条 代理により支給申請を行うことができる者は、申請者が指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第8条 市長は、支給申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、子育て応援手当の支給を決定し、及び支給するものとする。

(子育て応援手当の支給に関する周知)

第9条 市長は、子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者の要件、申請の

方法等の事業の概要（次項において「事業の概要」という。）について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

- 2 市長は、新生児に係る出生届の提出があったとき、及び離婚したことによる新たな児童手当の支給の申請があったときは、当該提出等をした者等に対し、事業の概要を知らせるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条第2項の申請の期限までに支給申請が行われなかった場合は、当該公務員支給対象者等が子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第4条第3項の規定により子育て応援手当の支給の決定を行った後、子育て応援手当を児童手当指定口座又は第5条第2項の一般支給対象者から別に届出のあった口座に振り込むために手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により、令和8年3月31日までに当該口座への振込みができない場合は、当該支給の決定は取り消されるものとする。

- 3 市長が第8条の規定により子育て応援手当の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、令和8年6月30日までに申請書の補正が行われなかったことその他申請者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て応援手当の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（情報の提供）

第13条 市長は、他の市区町村が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で市の子育て応援手当に係る情報を利用し、かつ、当該情報を利用することについて相当の理由があるときは、当該市区町村に当該情報を提供することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。